

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
	II	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること
担当部局・課	主管部局・課	年金局企業年金国民年金基金課
	関係部局・課	年金局総務課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	厚生年金基金の健全な運営を確保すること
(実績目標を達成するための手段の概要)	
<厚生年金基金>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）の施行により、平成14年4月から、厚生年金基金の代行部分を国へ返上し、上乗せ部分のみで確定給付型の企業年金を継続すること（代行返上）ができることとされた（過去分の代行返上は平成15年9月施行）。 ・ 「国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）」（平成16年年金制度改正）において、以下のとおり厚生年金基金の安定化を図るための制度改正が行われた（平成17年4月施行）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除 平成12年年金制度改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料の引上げが凍結されたため、これに連動し、代行給付を行う厚生年金基金の設立事業所に適用される免除保険料率についても凍結されたところである。平成16年年金制度改正では、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて免除保険料率を見直し、設定することとした。 ② 厚生年金基金の解散時の特例措置の導入 3ヵ年の時限措置（施行から3年以内の申請）として、解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認める（原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利。）等の特例措置を導入した。 ③ 厚生年金基金の指定基金制度の導入 年金給付等積立金の水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全 	

化を図ることとした。

- 平成17年11月には、20の厚生年金基金を指定基金として指定し、掛金の引上げ、給付の見直し等の重点的指導を行い、早期の財政の健全化を図っているところである。

(評価指標の考え方)

- 厚生年金基金の設立数、加入員数、代行返上した基金数、解散した基金数(うち特例解散した基金数)は、厚生年金基金の現状を示す指標、積立水準の推移及び財政再計算又は財政検証の結果について行った指導件数は、厚生年金基金の財政の健全性を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、これらの評価指標がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
厚生年金基金の設立数(件)	1,737	1,656	1,357	838	687
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
厚生年金基金の加入員数(万人)	1,087	1,039	835	615	-
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
代行返上した厚生年金基金数(件、年度毎、上段:将来返上、下段:過去返上)	-	481	290	44	23
	-	-	203	438	121
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
解散した厚生年金基金数(件、年度毎)	59	73	92	81	30
うち特例解散した基金数(件、年度毎)	-	-	-	-	5
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
積立水準の推移(件、%、上段:決算結果で不足のあった基金数、下段:その割合)	1,640	1,569	890	-	-
	94	95	66	-	-
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
財政再計算又は財政検証の結果について行った指導件数(件、年度毎)	22	61	33	67	98

(備考)

- 厚生年金基金の設立数、加入員数及び積立水準の推移は、各年度末現在の総数であり、それ以外の評価指標は、年度毎の数である。また、評価指標は、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課調べ。
- 平成17年度の厚生年金基金の加入員数及び平成16年度以降の積立水準の推移は、集計中。
- 積立水準の推移は、当年度剰余金又は当年度不足金を処理した後のもので集計(年度末現在)。また、移行調整金残高は、不足金に含めて集計。

実績目標 2	確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金の普及の促進を図ること
--------	------------------------------------

(実績目標を達成するための手段の概要)

<確定給付企業年金及び確定拠出年金>

- 公的年金に上乘せされる年金として、厚生年金基金、国民年金基金に加え、確定

拠出年金（平成13年10月施行）及び確定給付企業年金（平成14年4月施行）が加わり、加入者の老後の所得保障に対するニーズや事業主の実情等に応じた様々なタイプの企業年金が導入（加入）可能となっている。

- 平成16年年金制度改正において、以下のとおり企業年金の充実・安定化を図るための制度改正が行われた。

① 確定拠出年金の充実

i. 拠出限度額の引上げ（平成16年10月施行）

平成16年年金制度改正における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行った。

ii. 中途引出し要件の緩和（平成17年10月施行）

資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和した。

② 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）（平成17年10月施行）

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とした。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引き受け、年金として受給できる途を開いた。

また、厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とした。

<国民年金基金>

- 国民年金基金については、従来、加入受付等の業務を委託する対象が信託銀行、生命保険会社等に限られていたが、平成17年4月より、当該対象が他の金融機関等にも拡大された。また、平成18年4月より、当該委託を受けて業務を行うために要していた厚生労働大臣の指定を不要とする規制緩和を行った。

<その他>

- 確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等の必要な税制上の優遇措置が講じられている。

（評価指標の考え方）

- 以下の評価指標は、確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金の普及状況を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、これらの評価指標がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。

（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
確定給付企業年金の実施件数（件）	-	15	316	992	1,430
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
確定拠出年金（企業型）の実施件数（件）	70	361	845	1,402	1,866
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
確定拠出年金（企業型）の加入者数（千人）	88	325	708	1,255	1,733
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
確定拠出年金（個人型）の加入者数（千人）	0.4	14	28	46	63
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7

国民年金基金の設立数（件）	72	72	72	72	72
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
国民年金基金の加入員数（万人）	79	77	79	75	-
（備考） <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価指標は、各年度末現在の総数であり、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課調べ。 ・ 平成17年度の国民年金基金の加入員数は、集計中。 					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の企業年金の資産の運用利回りは、景気の緩やかな回復による株式相場の上昇など、運用環境の好転によって、全体の平均として、平成16年度は約4～5%、平成17年度は約19～20%と上昇傾向にある。こうした資産運用環境の好転や母体企業の業績回復などを背景に、各企業年金において、財政基盤のさらなる強化や、より適切な制度への移行などの前向きな改革を行いやすい環境が整ってきたといえる。 ・ また、平成16年年金制度改正における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完してより安定した老後の所得保障を確保するため、企業年金の重要性は今後一層高まるものといえる。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
【実績目標1について】 <厚生年金基金> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金については、近年、成熟度（加入者数に占める受給者数の割合）の上昇に加え、低金利や株価の低迷などで運用利回りが低下し、多くの厚生年金基金で積立不足が生じ、掛金の追加負担が困難となるなどしたために、解散や確定給付企業年金への移行が増加し、基金数及び加入員数が減少しているものの、加入員の老後の所得保障を確保する上で依然として重要な制度である。 ・ これまで、厚生年金基金が毎年行う財政検証に基づき、国において適切な掛金の引上げ等の指導を行い、財政の健全化を図ってきたところであり、財務リスクの抑制等のための厚生年金基金の代行返上、解散等の動きは、その件数が減少していることから、一段落した状況にあるといえる。これにはまた、平成16年年金制度改正により講じられた厚生年金基金の財政安定化措置（免除保険料率の凍結解除、過去期間代行給付に係る財政的措置、指定基金制度の導入等）を平成17年度に実施したことにより、資産運用環境の好転や母体企業の業績回復と相まって、将来に向けて厚生年金基金の財政基盤の確立が図られることとなったことも要因として挙げられ、当該措置は、厚生年金基金の安定化と健全な運営のために有効に機能していると考えられる。 【実績目標2について】

<確定給付企業年金及び確定拠出年金>

- ・ 確定給付企業年金及び確定拠出年金については、制度創設以来順調に普及しており、これには、厚生年金基金における代行返上の導入（確定給付企業年金への移行）や確定拠出年金連絡会議を利用した周知活動、税制上の優遇措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。また、平成16年年金制度改正において、確定拠出年金の充実（拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等）、企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）等の措置が講じられたことにより、各制度の利便性が高まったことも要因として挙げられる。
- ・ 特に、企業年金のポータビリティの確保については、平成17年10月から、離転職の際に、厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とし、この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引き受け、年金として受給できる途を開くとともに、厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能としたことから、個人の離転職に柔軟に対応できるようになったといえる。
- ・ さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）を受け、確定拠出年金における運用の除外手続に係る投資信託償還時の適用除外、確定拠出年金及び確定給付企業年金の規約変更手続の簡素化を平成17年度に実施したことにより、制度運営における一層の負担軽減が図られたものと考えられる。

<国民年金基金>

- ・ 国民年金基金については、近年、基金数及び加入員数ともに堅調に推移している。平成16年年金制度改正において、加入受付等の業務委託手続の規制緩和がなされたことにより、金融機関を活用した加入受付等が行われるようになったことも要因として挙げられる。

<その他>

- ・ 企業年金に対する税制上の優遇措置として、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等が講じられており、これらは、企業年金の普及に大きな役割を果たしている。
- ・ また、平成17年度税制改正大綱を経て、企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置が3年間延長されたこと（平成19年度末まで）は、企業年金の健全な運営の確保及び普及の促進に資するものとなっている。

政策手段の効率性の評価

【実績目標1について】

- ・ 厚生年金基金が毎年行う財政検証に基づき、国において適切な掛金の引上げ等の指導を行うとともに、平成16年年金制度改正において導入された指定基金制度等の厚生年金基金の財政安定化措置を活用することにより、厚生年金基金の財政の健全化に向けた重点的かつ効率的な対応を行っている。その結果、財務リスクの抑制等を図る厚生年金基金の代行返上、解散等の件数は、減少している状況にある。

【実績目標2について】

- ・ 確定給付企業年金及び確定拠出年金は、適切な普及促進策により順調に普及しており、厚生年金基金、国民年金基金とともに、加入者や事業主の多様なニーズに応え得る選択肢を提供している。

- ・ 企業年金制度に対する税制上の優遇措置は、老後の備えに対する民間の自主的な努力を側面から支援するものであり、効率的であるといえる。

総合的な評価

- ・ 厚生年金基金については、基金数及び加入員数が減少しているものの、加入員の老後の所得保障を確保する上で依然として重要な制度である。したがって、厚生年金基金が毎年行う財政検証に基づき、国において適切な掛金の引上げ等の指導を行うとともに、平成16年年金制度改正において導入された指定基金制度等の厚生年金基金の財政安定化措置を活用することにより、財政の健全化に向けた重点的かつ効率的な対応を行っている。その結果、財務リスクの抑制等を図る厚生年金基金の代行返上、解散等の件数は、減少している状況にある。
- ・ 確定給付企業年金及び確定拠出年金については、制度創設以来順調に普及しており、これには、厚生年金基金における代行返上の導入（確定給付企業年金への移行）、税制上の優遇措置、平成16年年金制度改正において導入された確定拠出年金の充実（拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等）、企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）等の事業主や加入者の利便性を高めるための措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。さらに、平成17年度に確定給付企業年金及び確定拠出年金の規約変更手続の簡素化等の規制緩和を実施したことにより、制度運営における一層の負担軽減が図られたものと考えられる。
- ・ これらにより、「公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があった。
- ・ 今後は、厚生年金基金の財政安定化措置等を活用して引き続きその財政の健全化を図るとともに、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、法施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとなっている。以上の施策を実施することで企業年金等の普及をより一層進めていくことが重要であるといえる。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- ・ 「年金制度改正に関する意見」（平成15年9月12日社会保障審議会年金部会）

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）
- ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）

③総務省による行政評価・監視等の状況

- ・ 特になし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

- ・ 「確定給付企業年金法案に対する附帯決議」（平成13年5月25日衆議院厚生労働委員会、同年6月7日参議院厚生労働委員会）
- ・ 「確定拠出年金法案に対する附帯決議」（平成13年6月8日衆議院厚生労働委員会、同年6月21日参議院厚生労働委員会）

⑤会計検査院による指摘

- ・ 特になし。